

速報！ユウワ通信

◆今回のテーマ：金融所得課税の一体化

金融所得課税の一体化とは

金融所得課税の一体化とは、幅広い金融商品から生じる所得を一体として課税する制度を指します。

平成 25 年度の税制改正で決まったもので、投資環境の整備、課税の中立性、課税の簡索性、投資リスクの軽減が掲げられています。

平成28年1月以降は、上場株式・株式投資信託・公社債投資信託・公社債（債券）の税制が統一されます。したがって、今まで原則非課税であった債券・公社債投信の譲渡益が課税対象となります。

一方、利子または収益分配金は支払時に源泉徴収されますが、当該源泉徴収だけで確定申告を不要とすることができます。

また、特定口座での取り扱いも可能になります。さらに、金融商品間で損益通算できる範囲が拡大されます。

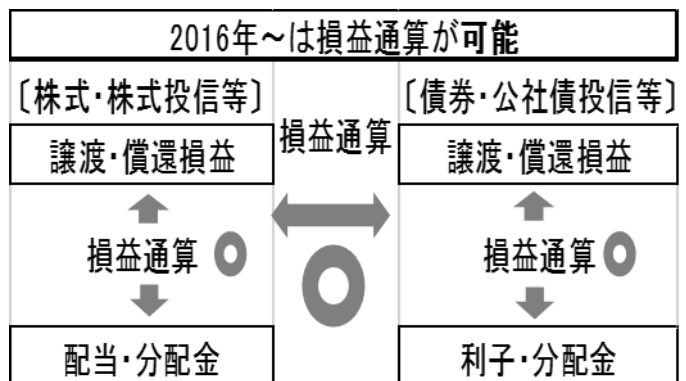
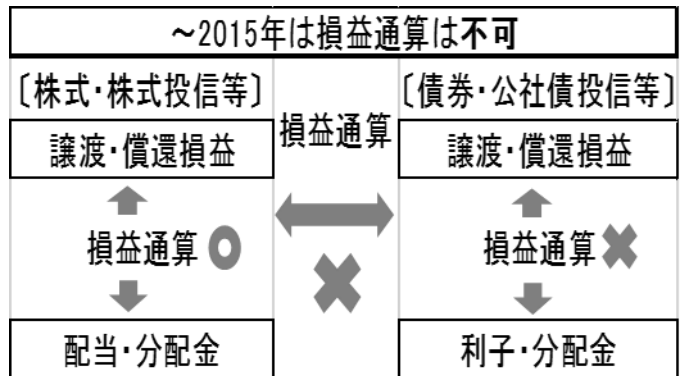
債券・公社債投信の譲渡損益が課税対象になります

債券・公社債投信も株式・株式投信と同様に、課税方式が申告分離課税になります。今まで原則非課税であった債券・公社債投信の譲渡益が課税対象となります。

	【～2015年】	【2016年～】
譲渡益 (債券・公社債投信)	原則非課税	20.315%の 申告分離課税
利子(債券) 収益分配金(公社債投信)	源泉分離課税	
償還差益(債券)	総合課税	

譲渡益は非課税、利子(債券)は源泉分離課税、償還差益は雑所得の総合課税であったものが、今回の改正で、全て 20.315% (所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税 5%) の申告分離課税に変わります。

債券・公社債投信と株式・株式投信との損益通算が可能



債券・公社債投信の譲渡損（償還損含む）も株式・株式投信同様の取扱いになります。今まで損益通算できなかった譲渡損益・利子・償還差損益が、上場株式等の譲渡損益や配当等との損益通算ができるようになります。

また、譲渡損失が生じた場合に控除しきれない損失がある場合には翌年以降 3 年間にわたり繰越控除が可能になります。繰越控除を適用するためには、譲渡損失が生じた年に確定申告書を提出し、譲渡損失が生じた年以後も確定申告書（譲渡がなかった年も、損失を翌年へ繰り越すための申告が必要）を連続して提出しなければいけません。

上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等との損益通算が可能とされる一方で、現在は可能とされている上場株式等と非上場株式等との間で譲渡損益の通算はできなくなります。

【川越 大樹】